

介護保険施設等指導実施要領

1 指導対象介護保険施設等

指導対象介護保険施設等は、別途毎年度作成する「介護保険施設等指導実施計画」において選定するものとする。

2 実施職員

1により選定した介護保険施設等に対して運営指導を行う場合は、国保・福祉指導課職員が、原則として2名以上で行う。

3 指導通知等

(1) 運営指導

ア 通知

次のとおり指導対象介護保険施設等に通知する。

(ア) 指導対象介護保険施設等への通知

別記第1号様式により通知する。

なお、老人福祉法に基づく指導監査と併せて行う場合は、別記第1号の2様式により通知する。

(イ) 地域振興局健康福祉（環境）部への通知

別記第1号の3様式により通知する。

(ウ) 介護保険施設等の所在市町村への通知

別記第1号の4様式により通知する。

イ 事前提出資料

事前提出資料については、次の様式により運営指導日の5開庁日前を目途として提出を求めるものとする。

サービスの種類	様式
訪問介護	第1号様式
（介護予防）訪問入浴介護	第2号様式
（介護予防）訪問看護	第3号様式
（介護予防）訪問リハビリテーション	第4号様式
通所介護	第5号様式
（介護予防）通所リハビリテーション	第6号様式
（介護予防）特定施設入居者生活介護	第7号様式
外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護	第7号の2様式
（介護予防）福祉用具貸与	第8号様式
特定（介護予防）福祉用具販売	第8号の2様式
介護老人福祉施設	第10号様式
短期入所生活介護（介護老人福祉施設併設型）	第10号の2様式
短期入所生活介護（単独型）	第10号の3様式
介護老人保健施設	第11号様式
短期入所療養介護（介護老人保健施設等併設型）	第11号の2様式
介護医療院	第12号様式
短期入所療養介護（介護医療院併設型）	第12号の2様式
（介護予防）居宅療養管理指導	第13号様式

(2) 集団指導

介護保険施設等を実施方法等を通知する。

4 指導結果通知

運営指導の結果については、運営指導を行った日から概ね1か月以内に、下記(1)から(3)により通知するものとし、報告を求める改善を要する事項があった場合の報告期限は、通知日より1か月以内とする。

(1) 介護保険施設等への通知

ア 改善を要する事項がある場合

別記第2号様式により通知する。

なお、老人福祉法に基づく指導監査と併せて行った場合は、別記第2号の2様式により通知する。

イ 改善を要する事項のない場合

別記第2号の3様式により通知する。

なお、老人福祉法に基づく指導監査と併せて行った場合は、別記第2号の4様式により通知する。

(2) 地域振興局健康福祉（環境）部への通知

別記第2号の5様式により通知する。

(3) 介護保険施設等の所在市町村への通知

別記第2号の6様式により通知する。

5 改善報告の受理

介護保険施設等から改善報告が提出された場合は、改善状況等を確認し適切に改善されたと判断したときはこれを受理する。

6 改善報告通知等

地域振興局健康福祉（環境）部、事業所の所在市町村及び新潟県国民健康保険団体連合会へ別記第3号様式により受理した改善結果報告書の写しを添付して通知する。

7 運営指導結果の公表

(1) 運営指導結果の公表については、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(2) 公表する情報は、次のとおりとする。

ア 運営指導の目的

イ 運営指導結果の概要

ウ サービス別運営指導結果の概要

エ サービス別運営指導において改善報告を求めた指摘事項の状況

附 則（平成15年8月18日制定）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月31日制定）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日制定）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日制定）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 3 日制定）

この要領は、平成 20 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 19 日制定）

この要領は、平成 22 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日制定）

この要領は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 31 日制定）

この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 24 日制定）

この要領は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 15 日制定）

この要領は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 4 日制定）

この要領は、平成 26 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 13 日制定）

この要領は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 3 日制定）

この要領は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日制定）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 26 日制定）

この要領は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 8 日制定）

この要領は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 22 日制定）

この要領は、令和 8 年 4 月 22 日から施行する。